

令和 5年11月20日  
名古屋木材健康保険組合

事業主様  
事務担当者様

## 12月の「もっけん」たより

### ◎ 賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にすべての被保険者に賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。

### ◎ インフルエンザ予防接種の費用補助事業について（申請書は先々月送付済）

償還払い方式の申込期限は令和6年2月19日（月）です。

※今年度の集団接種方式（会場・巡回）の申し込みは終了しております。

#### 厚生労働省 新型コロナワクチンについてのQ&A

Q 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの同時接種は可能ですか？

A 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能です。ただし、インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナワクチンと同時に接種できません。互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

※接種に関してはあくまでも自己の判断にてお願いいたします。

### ◎ マイナンバーカードを健康保険証として利用登録しましょう。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで医療機関を受診できます。「限度額適用認定証」も不要となります。

また、確定申告（医療費控除）の手続きでマイナポータルを利用すると医療費通知情報（令和3年9月分以降）の自動入力が可能となり大変便利です。

※現在はマイナンバーカード対応の医療機関・薬局に限りませんが、将来的にはすべての医療機関で対応可能となる予定です。